

計量法施行規則第九十条の二ただし書に基づく校正手法を定める公示
(令和7年10月2日公示)

計量法施行規則（以下「規則」という。）第九十条の二ただし書に基づき、重要な部分において異なる校正手法として定める区分であって、二以上の計量器等の区分を同時に申請する場合に一区分として扱うものは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄の各号に掲げる校正手法とする。

規則第九十条第一項の区分	校正手法の区分
一 長さ	一 長さの計量器のうち波長の計量器を、長さ用の光源である標準器（標準となる計量器をいう。以下この表において同じ。）との比較により校正する手法
	二 長さの計量器のうち一次元の寸法のもの（前号及び次号に掲げるものを除く。）を、長さ用の光源である標準器又は一次元の寸法の標準器との比較により校正する手法
	三 長さの計量器のうち距離のものを、距離の標準器若しくは長さ用の光源である標準器との比較又は長さ以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
	四 長さの計量器のうち二次元以上の形状のものを、二次元以上の形状の標準器、長さ用の光源である標準器又は一次元の寸法の標準器との比較により校正する手法
二 質量	一 質量を実現する計量器を、質量を実現する標準器との比較により校正する手法
	二 質量を測定する計量器を、質量を実現する標準器との比較により校正する手法
三 時間、周波数及び回転速度	一 時間、周波数又は回転速度の計量器（次号に掲げるものを除く。）を、時間又は周波数の標準器との比較により校正する手法
	二 光の周波数の計量器を、光の周波数の標準器との比較により校正する手法
四 温度	一 温度の計量器のうち接触式のものを、温度の標準器との比較により校正する手法
	二 温度の計量器のうち非接触式のものを、温度の標準器との比較により校正する手法
五 光度、放射強度、光束、輝度及び照度	光度、放射強度、光束、輝度及び照度の計量器を、これらの量の標準器との比較又は複数の物象の状態の量の測定により校正する手法
六 角度	角度の計量器を、角度の標準器との比較又は角度以外の物象の状態の量の測定により校正する手法

七 体積	体積の計量器のうち内部に保持し又は外部に排出した液体の体積のものを、液体の体積の標準器との比較又は体積以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法
八 速さ	速さの計量器のうち物体の速さのものを、物体の速さの標準器との比較又は速さ以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法
九 速さ、質量流量及び流量	一 速さの計量器のうち気体の流速のものを、気体の流速の標準器との比較により校正する手法
	二 速さの計量器のうち液体の流速のものを、液体の流速の標準器との比較又は速さ以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法
	三 質量流量又は流量の計量器のうち気体の体積流量又は質量流量のものを、気体の体積流量又は質量流量の標準器との比較により校正する手法
	四 質量流量若しくは流量の計量器のうち液体の体積流量若しくは質量流量のものを、液体の体積流量若しくは質量流量の標準器との比較又はこれらの量以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法
十 加速度及び振動加速度レベル	振動加速度の計量器のうち振動又は動的な加速度のものを、振動若しくは動的な加速度の標準器との比較又はこれらの量以外の物象の状態の量に測定により校正する手法
十一 電流、電圧、静電容量、インダクタンス、電気抵抗、インピーダンス、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量及び皮相電力量であって、直流又は周波数が主として一メガヘルツ以下のもの	一 規則第九十条第一項第十一号に掲げる量の計量器のうち直流のもの、交流のもの又は直流及び交流のもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）を、同号に掲げる量の標準器との比較又は同号に掲げる量以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
	二 規則第九十条第一項第十一号に掲げる量の計量器のうち電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量又は皮相電力量に関するものを、同項第十号に掲げる量の標準器との比較又は同号に掲げる量以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
	三 規則第九十条第一項第十一号に掲げる量の計量器のうち静電容量、インダクタンス、その他の交流の低周波インピーダンスに関する量のものを、同号に掲げる量の標準器との比較又は同号に掲げる量以外の物象の状態の量の測定により校正する手法

十二 電圧、インピーダンス、電力及び電磁波の減衰量であって、周波数が主として一メガヘルツより高いもの並びに電界の強さ、磁界の強さ及び電磁波の電力密度	一 規則第九十条第一項第十二号に掲げる量の計量器（次号及び第三号に掲げるものを除く。）を、これらの量の標準器との比較又はこれらの量以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
	二 規則第九十条第一項第十二号に掲げる量の計量器のうちレーザパワーに関する量のものを、これらの量の標準器との比較又はこれらの量以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
	三 規則第九十条第一項第十二号に掲げる量の計量器のうち電磁界に関する量のものを、これらの量の標準器との比較又はこれらの量以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
十三 密度、濃度、比重及び屈折度	一 密度の計量器のうち固体の密度を実現するものを、固体の密度の標準器との比較又は密度以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法
	二 密度の計量器のうち液体の密度を実現するものを、固体若しくは液体の密度を実現する標準器又は液体の密度を測定する標準器との比較により校正する手法
	三 密度、濃度又は比重の計量器のうち液体のこれらの量を測定するもの（第四号に掲げるものを除く。）を、これらの量の標準器との比較又はその他の物象の状態の量の測定により校正する手法
	四 密度、濃度又は比重の計量器のうち細管の振動周期から液体のこれらの量を測定するものを、液体の密度の標準器との比較により校正する手法
	五 屈折度の計量器のうち屈折率を実現する計量器を、屈折率の標準器との比較又は屈折度以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
	六 屈折度の計量器のうち屈折率を測定する計量器を、屈折率の標準器との比較又は屈折度以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
十四 力	一 力を測定する計量器を、力を実現する標準器との比較又は力以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
	二 力を実現する計量器を、力の標準器との比較又は力以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
十五 力のモーメント	一 力のモーメントを測定する計量器を、力のモーメントを実現する標準器との比較又は力のモーメント以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法
	二 力のモーメントを実現する計量器を、力のモーメントを測定する標準器との比較又は力のモーメント以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法

十六 圧力	一 圧力の計量器のうち気体又は液体の圧力のもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）を、圧力の標準器との比較により校正する手法
	二 圧力を測定する計量器のうち真空の圧力のものを、真空又は真空以外の圧力の標準器との比較により校正する手法
	三 圧力を実現する計量器のうち圧力に関するリークの量を実現するものを、リークの標準器との比較、複数の物象の状態の量の測定又は複数の物象の状態の量の測定に基づく値との比較により校正する手法
十七 粘度及び動粘度	一 粘度又は動粘度を実現する計量器を、粘度若しくは動粘度の標準器との比較又は粘度若しくは動粘度以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
	二 粘度又は動粘度を測定する計量器を、粘度又は動粘度の標準器との比較により校正する手法
十八 熱量	熱量を測定する計量器に用いる標準物質を、熱量の標準物質との比較により値付けする手法
十九 熱伝導率及び比熱容量	熱伝導率の計量器のうち断熱材の熱伝導率のものを、熱伝導率以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
二十 音響パワー及び音圧レベル	一 音響パワーの計量器のうち水中超音波の音響パワーのものを、水中超音波の音響パワーの標準器との比較又は音響パワー以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
	二 音響パワー又は音圧レベルの計量器のうち空気中の音響パワー又は音圧レベルのものを、空気中の音響パワー又は音圧レベルの標準器との比較により校正する手法
	三 音圧レベルの計量器のうち水中超音波の音圧を測定するものを、水中超音波の音圧を測定する標準器との比較又は音圧レベル以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
二十一 濃度	一 気体中の化学成分の濃度を測定する計量器に用いる標準物質を、気体中の化学成分の濃度の標準物質との比較により値付けする手法
	二 液体の濃度のうちピーエッチの値を測定する計量器に用いる標準物質を、液体のピーエッチの値の標準物質との比較により値付けする手法
	三 液体中の化学成分の濃度を測定する計量器に用いる標準物質を、液体中の化学成分の濃度の標準物質との比較により値付けする手法

二十二 中性子放出率、放射能、吸収線量、吸収線量率、カーマ、カーマ率、照射線量、照射線量率、線量当量、線量当量率、粒子フルエンス、粒子フルエンス率、エネルギーフルエンス、エネルギーフルエンス率、放射能面密度及び放射能濃度	一 規則第九十条第一項第二十二号に掲げる量（放射能、放射能面密度及び放射能濃度を除く。）の計量器のうちエックス線の強度のものを（第十号に掲げるものを除く。）を、エックス線の強度の標準器との比較により校正する手法
	二 規則第九十条第一項第二十二号に掲げる量（放射能、放射能面密度及び放射能濃度を除く。）の計量器のうちガンマ線の強度のものを、ガンマ線の強度の標準器との比較により校正する手法
	三 規則第九十条第一項第二十二号に掲げる量（放射能、放射能面密度及び放射能濃度を除く。）の計量器のうちベータ線の強度のものを、ベータ線の強度の標準器との比較により校正する手法
	四 放射能、放射能面密度及び放射能濃度の計量器のうちエックス線又はガンマ線のもの（第六号に掲げるものを除く。）を、エックス線又はガンマ線の標準器との比較により校正する手法
	五 放射能、放射能面密度及び放射能濃度の計量器のうちアルファ線又はベータ線のもの（第六号に掲げるものを除く。）を、アルファ線又はベータ線の標準器との比較により校正する手法
	六 放射能、放射能面密度及び放射能濃度の計量器のうち放射性ガスのものを、放射性ガスの標準器との比較により校正する手法
	七 規則第九十条第一項第二十二号に掲げる量の計量器のうち熱中性子の粒子フルエンス又は粒子フルエンス率のものを、熱中性子の粒子フルエンス又は粒子フルエンス率の標準器との比較により校正する手法
	八 規則第九十条第一項第二十二号に掲げる量の計量器のうち速中性子の粒子フルエンス又は粒子フルエンス率のものを、速中性子の粒子フルエンス又は粒子フルエンス率の標準器との比較により校正する手法
	九 規則第九十条第一項第二十二号に掲げる量の計量器のうち中性子放出率のものを、中性子放出率の標準器との比較により校正する手法
	十 規則第九十条第一項第二十二号に掲げる量（放射能、放射能面密度及び放射能濃度を除く。）の計量器のうち高エネルギー加速器で発生した光子線又は電子線の強度のものを、高エネルギー加速器で発生した光子線又は電子線の強度の標準器との比較により校正する手法

二十三 硬さ	一 硬さの計量器のうちロックウェル硬さのものを、ロックウェル硬さの標準器との比較又は硬さ以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法
	二 硬さの計量器のうちビッカース硬さのものを、ビッカース硬さの標準器との比較又は硬さ以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法
	三 硬さの計量器のうちブリネル硬さのものを、ブリネル硬さの標準器との比較又は硬さ以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法
二十四 衝撃値	衝撃値の計量器のうちシャルピー衝撃値のものを、シャルピー衝撃値の標準器との比較又は衝撃値以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法
二十五 湿度	湿度の計量器を、湿度の標準器との比較又は湿度以外の物象の状態の量の測定により校正する手法